

改正

平成17年9月5日告示第57号
平成18年3月20日告示第26号
平成19年3月30日告示第49号
平成19年9月20日告示第103号
平成21年4月17日告示第53号
平成22年2月22日告示第11号
平成22年3月16日告示第26号
平成23年3月23日告示第31号
平成28年5月12日告示第94号

伊豆市中小企業事業資金融資制度要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内中小企業者等の経営の安定及び合理化を促進し、中小企業者等の健全な発展に資するため、その事業活動に必要な資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号及び第2号に掲げるものをいう。
- (2) 組合 法第2条第1項第3号から第11号までに掲げるものをいう。
- (3) 取扱金融機関 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関し約定し、かつ、県内に本支店を有する金融機関で、この告示による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

(資金の種類)

第3条 この告示に基づき融資を行う資金の種類は、短期経営改善資金及び小口資金とする。

(融資の条件等)

第4条 融資対象者又は融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

(融資の申込み)

第5条 融資を受けようとする者は、別表に定める提出書類各1部を、別表に定める申込窓口に出して申し込むものとする。

- 2 市長は、融資の申込みがあった場合は、速やかに内容を審査し、市の審査を受けた上、伊豆市短期経営改善資金申込書（様式第1号）又は伊豆市小口資金申込書（様式第2号）及びその他の提出書類を協会に送付するものとする。

(融資のあっせん)

第6条 協会は、前条により提出書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには、取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。

(融資の実行)

第7条 取扱金融機関は、前条により融資のあっせんを受けた場合は、速やかに内容を審査の上、融資を行うものとする。

- 2 取扱金融機関は、前項により融資を行うにあたり、歩積預金又は両建預金を要求してはならない。

(融資の拒絶)

第8条 取扱金融機関は、第6条により融資のあっせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、伊豆市中小企業事業資金融資制度融資拒絶報告書（様式第3号）により市長に報告するものとする。

（融資条件の変更等）

第9条 協会は、取扱金融機関から融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けたときは、市長に報告するものとする。

（報告）

第10条 協会は、この告示による保証の状況等を別に定めるところにより、市長に報告するものとする。

（利子補給の額）

第11条 利子補給金の額は、資金及び融資条件ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資平均残高（計算期間中各月初残高の合計を6で除して得た金額）に融資実行時における利子補給率及び期間（6/12）を乗じて得た額の合計とする。なお、協会の債務保証付融資にあっては、前月末の保証債務残高を各月初残高とする。

（利子補給の申請）

第12条 利子補給の申請は、次に定めるところによる。

- （1）提出書類 各1部
 - ア 利子補給金交付申請書（様式第4号）
 - イ 所要額計算書（様式第5号）
- （2）提出期限

別に定める日まで

（交付の条件）

第13条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- （1）別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法
- （2）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（実績報告）

第14条 実績報告は、次に定めるところによる。

- （1）提出書類 各1部
 - 所要額計算書（様式第5号）
 - （2）提出期限
- 毎年上期における貸付金に係るものについては当該年度の10月10日まで、毎年下期における貸付金に係るものについては翌年度の4月10日まで

（請求の手続）

第15条 請求の手続は、次に定めるところによる。

- （1）提出書類 1部
 - 請求書（様式第6号）
 - （2）提出期限
- 利子補給金交付確定通知書受領後10日以内

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の修善寺町中小企業事業資金融資制度要綱（平成14年修善寺町要綱第7号）、土肥町中小企業事業資金融資制度要綱（平成14年土肥町要綱第6号）、天城湯ヶ島町中小企業事業資金融資制度要綱（平成14年天城湯ヶ島町要綱第242号）又は中伊豆町中小企業事業資金融資制度要綱（平成14年中伊豆町告示第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(緊急経済対策に伴う利子補給率の特例)

3 平成21年5月1日から平成23年3月31日までの間に申込みを受理した融資に係る別表の融資利率については、「融資利率年1.6%（県制度融資利率年1.8%－市利子補給率年0.2%）」とあるのは「融資利率年0.8%（県制度融資利率年1.8%－市利子補給率年1.0%）」と、「融資利率年1.8%（基準金利率年1.98%－市利子補給率年0.18%）」とあるのは「融資利率年0.98%（基準金利率年1.98%－市利子補給率年1.00%）」とする。

附 則（平成17年9月5日告示第57号）

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日告示第26号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第49号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月20日告示第103号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月17日告示第53号）

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成22年2月22日告示第11号）

この告示は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日告示第26号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年3月23日告示第31号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月12日告示第94号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和8年3月26日告示第31号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間	償還方法	信用保証及び保証料	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
短期経営改善資金	市内において原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であって、次のア及びイの	仕入れ、決済、賞与等に必要資金	1企業700万円、1組合1,500万円	融資利率年1.6%（県制度融資利率年1.8%－	5箇月以内	元金均等月賦償還又は一括償還	静岡県静岡県の定めるところによる。	協会の定めるところによる。	申込書（様式第1号）、市税の納	伊豆市内商工会、取扱金融機関

	<p>いずれにも該当するもの。</p> <p>ア 常時使用する従業員の数が50人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については20人）以下であること。</p> <p>イ 市税について、本制度の申込日以前において納期が到来した納税額が完納していること。</p>		<p>に対する転貸融資の場合は1組合1億円で、かつ、1組合員当たり700万円</p>	<p>市利子補給率年0.2%</p>					<p>税証明書（申込日前2年度分）及び協会が定める書類</p>	
小口資金	<p>市内において原則として6箇月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であって、次のア及びイのいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 常時使用する従業員の数が30人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については10人）以下であること。</p> <p>イ 市税について、本制度の申込日以前において納期が到来した納税額が完納していること。</p>	事業資金	1企業700万円	<p>融資利率年1.8%（基準金利年1.98%—市利子補給率年0.18%）</p>	5年以内	<p>元金均等月賦償還なお、災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された災害により被害を被った者（以下「被災中小企業者」という。）が既に融資を受けているときには、当該融資の返済を1年猶予し、かつ、返済期間を1年延</p>	<p>協会の保証付きとし、保証料は協会の定めるところによる。</p>	<p>協会の定めるところによる。</p>	<p>申込書（様式第2号）、市税の納税証明書（申込日前2年度分）及び協会が定める書類</p>	<p>伊豆市内商工会、伊豆市観光商工課</p>

					長することができる。この場合において、当該被災中小企業者は、市長の発行する被災証明書を添付の上、取扱金融機関に申し込むものとする。				
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--